

## 細則第3附属書第1（細則第3第5条関係）

### 密度測定申請書記載要領

#### （第1章 通則）

##### 1. 通則

##### 1.1 目的

1.1.1 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成11年運輸省令第32号）附則第3条第5項の規定によりばら積み固体貨物密度測定を申請する場合におけるばら積み固体貨物密度測定申請書（規程第6号様式）の記載の要領は、規程及び細則に定めるもののほか、この附属書の要領によるものとする。

1.1.2 この附属書において使用する用語は、別に定めるもののほか、規程において使用する用語の例による。

#### （例）

省令……………	船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成11年運輸省令第32号）
規程……………	危険物等検査業務規程（平成16年8月30日国土交通大臣認可）
規程附属書第3…	ばら積み固体貨物密度測定の実施方法等
密度測定……………	船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成11年運輸省令第32号）附則第3条第3項のばら積み固体貨物密度測定

#### （第2章 密度測定申請書の記載要領）

##### 2. 密度測定申請書

##### 2.1 密度測定申請書の記載上の基本原則

2.1.1 密度測定申請書（以下この章において「申請書」という。）は、ばら積み固体貨物測定申請権者（以下この章において「申請者」という。）又はその代理人が記載すべきものであることは当然であるが、その記載を正確にするため申請書の記載は、必ずこの要領によるものとする。

2.1.2 申請書は、申請者が省令の規定により測定を申請しなければならない場合のその申請すべき測定の具体的な内容を示すものであるので、その記載内容は、十分かつ正確なものでなければならない。

2.1.3 申請書は、測定しななければならない事項を明らかにするとともに、責任の範囲をも示すものであるので、その受理に当たっては、その記載内容に不備がないこと等を十分審査し、かつ、確認しなければならない。

2.1.4 申請書に記載する用語は、原則として省令において使用されている用語を用いるものとする。

2.1.5 申請書に記載する固有名詞（申請者又は製造者の氏名若しくは名称、ばら積み固体貨物の名称、製造地等）は、本邦内の地名等についてはすべて和文で記載するものとし、外国の地名、外国法人の名称等については原則としてカタカナ書きするものとし、カタカナ書きが著しく困難な場合に限り英文によることができるものとする。

2.1.6 密度測定表英訳書を必要とする場合は、申請書に英文を併記するものとする。

## 2.2 申請者の氏名又は名称及び住所

2.2.1 申請者の氏名又は名称及び住所は、省令附則第3条第5項の規定により申請者である者の氏名又は名称及び住所を、申請者が法人の場合にあってはその法人の名称及び代表者の氏名及び住所を記載する。

(例)

(1) 申請者の氏名又は  
名称及び住所 甲山 一郎 印  
東京都千代田区丸の内 A1-1-1

(2) 申請者の氏名又は  
名称及び住所 甲川商事株式会社 印  
代表取締役社長 甲川二郎  
東京都千代田区丸の内 A1-2-3

2.2.2 代理人が申請の手続きを行う場合は、申請者の氏名又は名称及び住所を記載し、その下に申請代理人である旨及び申請代理人の氏名及び住所を、申請代理人が法人の場合にあってはその法人の名称及び代理人の氏名並びに住所を記載する。

(例)

(1) 申請者の氏名又は  
名称及び住所 甲山 一郎  
東京都千代田区丸の内 A1-1-1  
申請代理人 乙川 二郎 印  
東京都港区虎ノ門 A1-1-1

(2) 申請者の氏名又は  
名称及び住所 甲川商事株式会社  
代表取締役社長 甲川二郎  
東京都千代田区丸の内 A1-2-3  
申請代理人 乙川船舶株式会社  
営業部長 乙川三郎 印  
東京都港区虎ノ門 A1-2-3

## 2.3 ばら積み固体貨物の名称

2.3.1 ばら積み固体貨物の名称は、通常船積み書類に使用する名称を使用し、さらに説明が必要な場合には ( ) 書きで専門的名称等を追記すること。

(例)

セメント  
セメントクリンカー  
鉱さい (銅スラグ)

## 2.4 製造地又は集積場所

2.4.1 製造地又は集積場所は、密度測定を申請するばら積み固体貨物の製造地又は集積保管して

ある場所の名称を記載する。

(例) 神奈川県横浜市海事鉦山  
東京港品川埠頭第1号岸壁第2倉庫

## 2.5 製造者の氏名又は名称及び住所

2.5.1 製造者の氏名又は名称及び住所は、製造者の氏名又は名称及び住所を記載する。

2.5.2 製造者が法人の場合にあっては、その法人の名称及び代表者の氏名並びに住所を記載する。

2.5.3 製造者の名称は、略号等を用いず必ず正式名称を記載する。

例えば、「日本鉦山(株)」、「N. M. C o. L T D.」等ではなく、「日本鉦山株式会社」、「ニッポ  
ンマインカンパニーリミテッド」と記載する。

## 2.6 採取年月日

2.6.1 採取年月日は、密度測定を申請するばら積み固体貨物の採取年月日を記載する。

## 2.7 備考

2.7.1 備考は、通常の船積み時のばら積み固体貨物の積付率、粒度分布及び水分値を適切に記載  
するとともにその他密度測定に参考となると思われる情報を記載する。

(例) 積付率 : 0.61~0.84 m<sup>3</sup>/t  
粒度分布 : 0mm~40mm  
水分値 : 1~5%

附則 (略)